



平成 28 年 3 月 7 日

各 位

会 社 名 小松ウオール工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 加納 裕
(コード：7949、東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員
総務本部長 本彦 義夫
(TEL. 0761-21-3234)

株式給付信託（BBT）導入（検討開始）に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 7 日開催の取締役会において、本日付で公表しております「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、監査等委員会設置会社に移行する方針を決議するとともに、当社の取締役及び執行役員に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）導入の検討を進めることを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本制度の導入につきましては、後日開催予定の取締役会において改めて決議をした上で、平成 28 年 6 月下旬開催予定の第 49 期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議する予定であります。

記

1. 導入の背景及び目的

当社は、取締役及び執行役員の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役及び執行役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落のリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度の導入を検討しています。

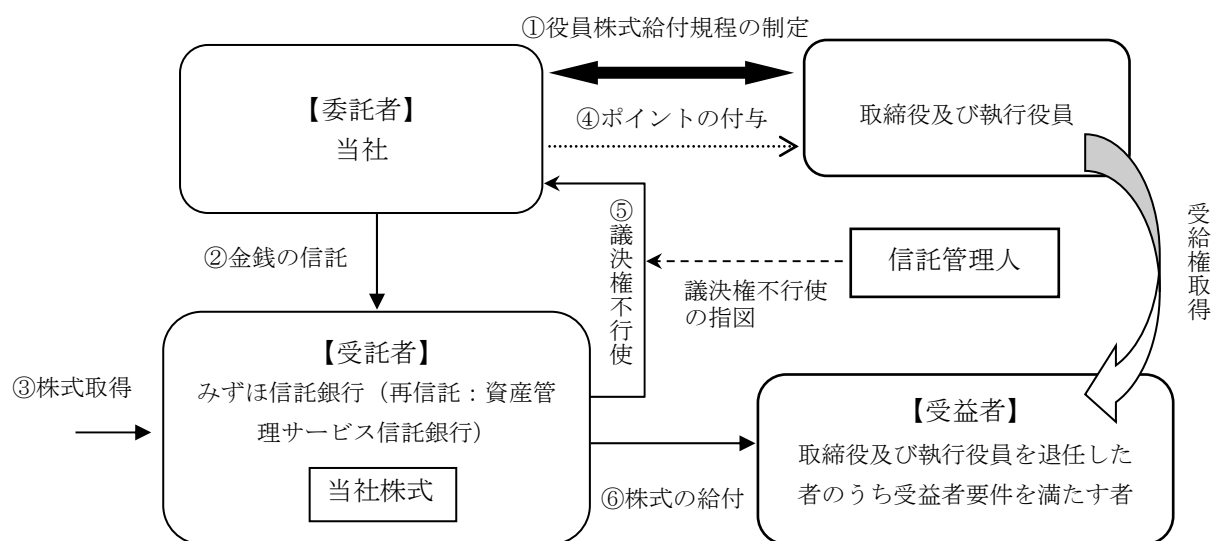
なお、本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社取締役会が定める「役員株式給付規程」に従って、当社の取締役及び執行役員に対して、その役位や業績達成度等に応じて付与されるポイントに基づき、当社株式が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。

なお、取締役及び執行役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役及び執行役員の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、本株主総会において、本制度について役員報酬の決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、株式市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役及び執行役員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役及び執行役員を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

なお、本制度の導入について改めて決議した場合には、速やかに公表いたします。

以 上